

新潟市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第76号

新潟市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市印鑑条例施行規則（昭和45年新潟市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されたものに限る。）」を削り、同条第2項第1号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

別記様式第2号中「健康保険証等」を「健康保険の資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の別記様式第2号の規定により交付されている回答書は、改正後の別記様式第2号の規定により交付された回答書とみなす。